

第1部 平川市DX推進方針

1 策定の趣旨

近年、デジタル技術の向上やインターネットの普及により、情報化を取り巻く環境は大きく変化しており、業務の高度化や効率化への取組みにはデジタル技術やデータの活用が不可欠となっています。

とりわけ、進展する少子高齢化・人口減少は、「労働力不足」、「地域コミュニティ機能の低下」、「健全な行財政運営のための財源確保」等の課題の要因となるため、本市においても、デジタル技術やデータを効果的に活用し、課題解決に取り組む必要があります。

このような中、国は、社会の将来ビジョンに「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げました。

デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」）によってサービスの利便性を向上させ、あらゆる面において人々の生活をよりよい方向へ変化させることを目指しています。実現するためには、地域住民に寄り添った取組みが極めて重要とされています。

これらを受け本市では、行政及び地域のデジタル化を喫緊の課題として捉え、第2次平川市長期総合プランの基本理念である「あふれる笑顔 くらし輝く 平川市」の実現にむけ、デジタル技術やデータの活用に関する基本的な考え方や方向性を示した「平川市DX推進方針」（以下「方針」）を策定します。

2 策定の背景

（1）社会情勢の変化

ア ICT をめぐる動き

ICT の進展が急激に進んでいます。スマートフォンやタブレット端末等の機器の普及拡大に伴い、Twitter や Facebook、Instagram 等の SNS の利用率が高まり、誰もが簡単に情報の収集や発信ができるようになりました。

また、IoT（モノのインターネット化）や AI・RPA の導入、ビッグデータの活用が広がるなど、ICT の進展が民間事業者等の活動にも大きな影響を与えています。さらに、5G（第5世代移動通信システム）が日本でも商用化されたことで、「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」の通信が行えるようになるため、今後、ICT の活用の幅がますます広がっていくものと見込まれます。

イ 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動や日常生活はデジタル化の大きな変革期を迎えています。その一方で、感染拡大への対応として実施した給付金の受給申請手続・支給作業に遅れや混乱が生じるなど、行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。

コロナ禍においては、感染予防の観点からテレワークやリモート授業が新たな日常として行われるようになるなど、暮らしや働き方の「新しい生活様式」への早急な対応が求められています。

(2) 国のDX施策の動向

ア デジタル手続法

令和元年（2019年）12月に施行されたデジタル手続法では、「社会全体のデジタル化」として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の利便性を実感できる社会の実現が掲げられました。

また、デジタル化の基本原則として、以下の3つが明示されました。

①デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③コネクテッド・ワンストップ	複数の手続・サービスをワンストップで実現する

さらに、行政手続において情報通信技術を活用する原則として、行政手続はオンライン化すること、添付書類を撤廃すること（行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報について、添付を不要とすること）としています。

イ デジタル社会形成基本法及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

令和3年（2021年）9月にIT基本法に代わる法律としてデジタル社会形成基本法が施行されました。デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念が規定されるとともに、地方公共団体は基本理念にのっとり、区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有することが規定されました。

令和3年（2021年）12月及び令和4年（2022年）6月には、デジタル社会形

成基本法等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル社会の実現に向けた基本戦略やビジョンが示されました。

ウ 自治体D X推進計画

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年（2020年）12月25日閣議決定）において、各自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するため「自治体D X推進計画」を令和2年（2020年）12月に策定し、令和4年（2022年）9月には、先述の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえて改定を行いました。

自治体D X推進計画では、以下の6項目が重点取組事項として示されています。

① 自治体の情報システムの標準化・共通化
② マイナンバーカードの普及促進
③ 自治体の行政手続きのオンライン化
④ 自治体の AI・RPA の利用推進
⑤ テレワークの推進
⑥ セキュリティ対策の徹底

（3）本市における情報化施策の計画と取組み

ア 計画

① 第2次平川市長期総合プラン

本市のまちづくりの指針である第2次平川市長期総合プランの基本構想では情報通信技術の活用を掲げており、自治体D Xに積極的に取り組むこととしています。また、令和4年（2022年）3月に策定した後期基本計画では、ICT利活用による行政サービスを推進していくこととしています。

【基本構想】

第4章 基本構想の推進に向けて

5 情報通信技術の活用

情報通信技術の急速な進展と情報通信ネットワークへの依存度が高まる中、これらへの対応は、市民生活における利便性の向上や産業の高度化、地域の活性化に必要なだけでなく、効率的な行政サービスを提供する際も不可欠となっており、将来は、より発達した技術の活用が想定されます。

また、市民生活や行政運営の現場においての個人情報保護や不正アクセス、コンピュータウイルスなど情報セキュリティへの対応を行いながら、自治体D Xについて積極的に取組

むこととします。(計画 P 18)

【後期基本計画】

基本目標 3 住み続けたいまちづくり 基本政策 3-3 快適にくらせるまちづくり

個別目標 2 便利にくらす都市基盤の整備

(6) ICT 利活用による行政サービスの推進

ICT を各種行政サービスに利活用することで、市民の利便性向上を推進します。

(1) 行政情報化の推進

① 市民が利用しやすい行政サービスの提供と行政事務の効率化を進めるため、ICT を活用した電子情報システムの充実を図ります。(計画 P94)

② 第 2 期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 2 年（2020 年）3 月に策定した第 2 期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、取り入れる新たな視点として、Society 5.0 の実現に向けた取組みを推進していくこととしています。

第 2 章 基本的な考え方

5 第 2 期総合戦略で取り入れる新たな視点

Society 5.0 とはサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。Society 5.0 では IoT ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値観を生み出すことで、少子高齢化や人口減少による様々な課題を解決することができるため、平川市においても 未来技術の実用に向けた取組を推進していきます。(戦略 P 3)

③ 第 4 次平川市行政改革大綱

令和 2 年（2020 年）10 月に策定した第 4 次平川市行政改革大綱において、質の高い行政サービスを提供するため、スマート自治体を推進することとしています。

実施方針 1 質の高い行政サービスの提供

(3) スマート自治体の推進

RPA・AI 等の ICT を活用した行政サービスのオンライン化を推進し、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮など、より便利で快適な行政サービスの提供を図ります。(大綱 P 5)

イ 取組み

本市では、平成 22 年度（2010 年度）に碓氷関地域及び平賀地域東部地区に光ケーブル敷設事業を市が主体となって実施するなど、ICT 環境の整備に取り組んできました。そのほか、社会保障・税番号制度など国の政策への対応に加え、デジタル技術を活用した様々な施策を進めてきました。

具体的には、SNS による市政情報の発信、子育てアプリの導入、防災行政無線と連動した防災情報のメール配信、公共施設・観光施設への無料の Wi-Fi アクセスポイント整備などを実施してきました。

（４）本市におけるデジタル化に向けての現状と課題

本市では、これまで様々な施策を展開してきましたが、デジタル化を推進するにあたって、以下のような課題が挙げられます。

- ・本市のマイナンバーカードの交付率は令和 4 年（2022 年）11 月 6 日現在で 50.3% であり、普及や活用の促進が課題となっている。
- ・市が保有するデータについて、これまで市内での活用やオープンデータとして公開することが前提とされていなかったため、行政のデータの有効利用が進んでいない。
- ・情報漏洩等のインシデント（事故やそれにつながるおそれがあった事象）を防ぐため、職員一人ひとりの情報の取扱いへの意識を一層高める必要がある。
- ・これまで、人材の配置や組織形態等がデジタル技術を積極的に推進できる体制となっておらず、推進体制の整備が課題となっている。
- ・デジタル技術の導入にあたっては多額の費用を要するケースが多く、財源確保が課題となっている。

本方針は、これらの問題意識に基づき、DX 推進に必要な指針を示すことを目的として策定します。

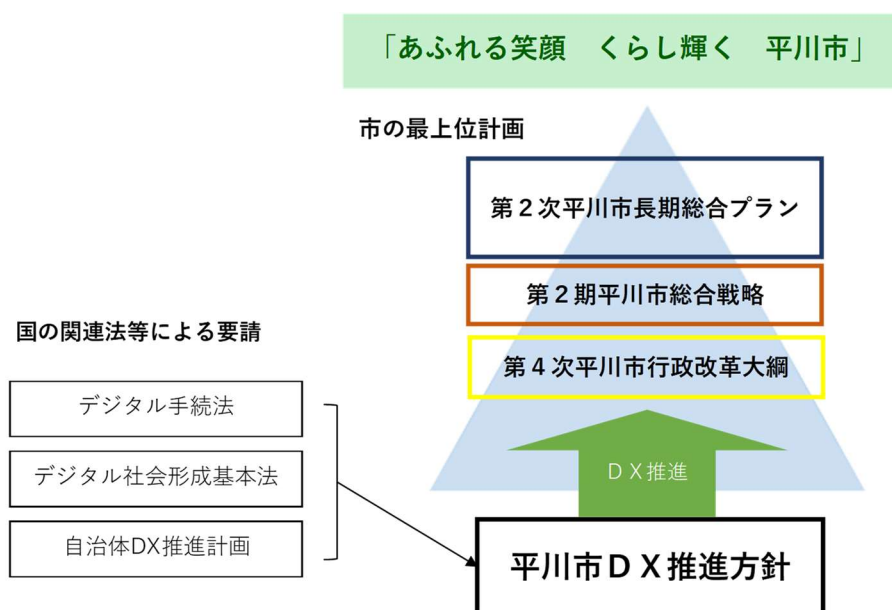
3 基本的な考え方

（１）位置づけ

本方針は、第 2 次平川市長期総合プランを上位計画とし、DX 推進の観点から各種施策を実現するための方向性を示すものとします。

また、デジタル手続法に基づく行政手続きのオンライン化、デジタル社会形成基本法

及び総務省自治体DX推進計画の各種要請を踏まえた内容とします。



(2) 推進期間

第2次平川市長期総合プラン後期基本計画の計画期間と合わせ、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。なお、推進期間内においても、国の指針の変更や、社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

(3) 基本方針

DXとは、デジタル技術とデータの活用を推進し、サービスの利便性を向上させ、あらゆる面において人々の生活をよりよい方向へ変化させることです。

社会情勢が変化していく中で、デジタル技術とデータの活用を積極的に推進し、市民の誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受でき、新たな価値が創出される地域社会を実現するため、次の3つの方針を掲げて各取り組みを展開します。

基本方針1 市民の利便性向上

時間や場所の制約をなくし、いつでもどこでも行政サービスを受けられるようデジタル化を推進します。

基本方針2 地域のDX推進

最新技術を活用し、市民の安全・安心を守り、便利で快適な生活・学習環境の提供を目指します。また、併せてデジタルデバインド（情報格差）対策を実施します。

基本方針 3

効率的な行政運営

最新技術を活用し、手入力の削減・紙媒体の削減など業務の効率化を進めるとともに、働き方の変革、D X推進体制整備などに取組みます。

また、セキュリティ対策を徹底します。

また、個別取組を以下のとおり整理しました。

基本方針	取組項目
1 市民の利便性向上	(1)行政手続のオンライン化 (2)マイナンバーカードの普及促進 (3)行政サービスの向上
2 地域のD X推進	(1)地域のデジタル化の推進 (2)オープンデータの推進 (3)デジタルデバイド対策
3 効率的な行政運営	(1)A I・R P Aなどを活用した業務の効率化 (2)内部情報システムの最適化 (3)テレワークの推進 (4)ペーパーレス化の推進 (5)D X推進体制・環境の整備 (6)セキュリティ対策の徹底

(4) 推進体制

ア 推進体制

本市のD X推進を図ることを目的とした「平川市D X推進委員会」を組織し、本方針に基づく個別取組の進捗・管理を行います。また、庁内を横断した課題については検討チームを組織して解決に向けて取組むこととします。

イ 推進手法

社会情勢や技術の発展などの急速な変化に対しては、本方針自体が形骸化することとも想定されることから、状況の変化を的確に把握し、変化に応じて方針を見直すなど、素早い判断で臨機応変に対応します。

ウ 取組みの考え方

D Xの取組を進めるにあたっては、単なる新技術の導入ではなく、それに合わせ

て制度や政策、組織のあり方、仕事の手法等を変革していくことが重要となります。

一足飛びにはいきませんので、業務の効率化のためにデジタルツールを導入する「デジタイゼーション」と、業務全体のプロセスをデジタル化する「デジタルライゼーション」の2つのステップを経ながら計画的に進めます。

区分	ステップ1	ステップ2	ステップ3
	デジタイゼーション	デジタルライゼーション	DX
内容	ICT ツールの活用 (アナログデータのデジタル化)	業務・プロセスのデジタル化	変革による価値が創出 (デジタル化の利便性を享受でき、新たな価値が創出される地域社会の実現)
例	紙書類の電子化、タブレットなどのITデバイスの導入、Web会議ツールの活用	オンライン申請で市民はいつでもどこでも申請可能に	必要な住民サービスが、必要な時にスマートフォンへ案内される。
視点	業務本位  住民本位		

また、各取組みを進めるにあたっては、国の「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」で掲げる「サービス設計12箇条」を踏まえて実施します。

<サービス設計12箇条>

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

※サービス設計12箇条とは、利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを示したものです。

エ 財政負担の考え方

既存のシステムや機器などの更新時期を捉え、計画的な整備を図ります。

また、国の方針などに沿って進める事業と、それ以外の事業を区分し、国等の補助金などを活用して費用負担の軽減を図ります。

第2部 平川市DX推進アクションプラン

基本方針に基づく個別取組については、以下のとおりです。

第2次平川市長期総合プラン後期基本計画の実施計画、及び平川市行政改革大綱実施計画と整合を図ることとします。

なお、ニーズの変化等に応じて必要とされる取組みが生じた場合は、随時更新等の対応を行います。

1 市民の利便性向上

取組項目	(1) 行政手続のオンライン化				
担当課	手続等を扱う全部署				
取組概要	市民が行うオンラインによる手続きは、マイナポータル内の「ぴったりサービス」を活用することで可能となっています。市民への周知を徹底するなど利用拡大に努めます。 また、県が運営する電子申請ポータルサイトでのオンライン申請等が可能であることから、オンライン化できる業務や各種手続きを調査するとともに、オンラインにより行えるようにするための条例制定を行い、手続数を順次拡大します。 なお、使用料・手数料等を伴う手続等については、キャッシュレス決済などの導入を含めて検討します。				
成果指標	オンライン申請対応の手続数 【現状値：15（R3年度末） 目標値：44以上（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	国によるマイナポータルの改善 *優先手続きのオンライン化推進 *優先手続き 住民がマイナナンバーカードを用いて申請可能な手続きで、子育て（15手続き）、介護（11手続き）、被災者支援（罹災証明書）計27手続きを優先手続としている。 また、転出・転入予約のオンライン化についても令和4年度で実施する。				
	条例に基づく手続きをオンラインにより行えるようにするための条例制定 税関係証明書交付、閲覧申請手続き、粗大ごみ収集の申込、犬の登録申請等、全行政手続のオンライン化推進（阻害要因の課題解決、ルール整備、BPR含む）				

取組項目	(2) マイナンバーカードの普及促進				
担当課	市民課、総務課				
取組概要	広報及びHPにおいて、マイナンバーカードの利用方法などの周知や交付申請の支援に取り組むとともに、交付から利活用まで様々なニーズに対応するよう取組めます。 また、マイナンバーカードの利活用に係る情報収集や国の動向に注視し、適切なサービス提供に取り組めます。				
成果指標	マイナンバーカード交付率 【現状値：50.3%（R4.11.6現在） 目標値：100%（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	マイナンバーカードの普及促進（交付円滑化計画） マイナンバーカードの普及促進（令和4年度末の状況を踏まえた対応）				
	各種利活用策の推進、新たな利活用策の検討・実施				

取組項目	(3) 行政サービスの向上				
担当課	全部署				
取組概要	①基幹系情報システムの標準化、共通化 基幹系情報システムの標準化・共通化については、国から示された手順書・仕様書に基づき取組めます。 ②業務のデジタル化推進 市民がマイナンバーカードや運転免許証など各種本人確認書類をスキャナに挿入するだけで、申請書類の記入が不要となる申請書作成支援システム（書かない窓口）を令和4年度に導入し、今後拡充を検討します。 また、聴覚障がい者等支援システムを継続設置するほか、「子育てアプリ」の充実や、健（検）診のオンライン予約システム、健康ポイントシステム、新型コロナウイルスワクチン接種記録のコンビニ交付、手数料などのキャッシュレス決済システム、公共施設のオンライン予約システム、住民税電子申告システム、住民票・税証明書のオンライン申請、各種証明書のコンビニ交付、総合支所等へのリモート窓口等の導入、オンラインによる生涯学習講座の受講システム、電子入札システムの共同利用等について検討します。 その他、市民が必要とする情報を広報紙・ホームページ・SNS等でわかりやすくタイムリーに更新し、デジタル技術を取入れた効果的な情報発信に努めます。				
成果指標	窓口サービスの満足度【現状値：－ 目標値：70%以上（R8年度）】 ※アンケート調査実施				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	①基幹系情報システムの標準化、共通化作業完了 運用 ②業務のデジタル化推進 ○「書かない窓口」導入（令和4年度）・運用、拡充検討 ○ 聴覚障がい者等支援システム継続設置 ○「子育てアプリ」充実検討 ○ 健（検）診のオンライン予約システム導入検討 ○ 健康ポイントシステム導入検討 ○ 新型コロナウイルスワクチン接種記録のコンビニ交付導入検討 ○ 手数料などのキャッシュレス決済システム導入検討 ○ 公共施設のオンライン予約システム導入検討 ○ 住民税電子申告システム導入検討 ○ 住民票・税証明書のオンライン申請導入検討（スマートフォンのアプリ活用を含む） ○ 各種証明書のコンビニ交付導入検討 ○ 総合支所等へのリモート窓口導入検討 ○ オンラインによる生涯学習講座の受講システム検討 ○ 電子入札システム共同利用検討 ○ 広報紙・ホームページ・SNS等、デジタル技術を取り入れた効果的な情報発信				

2 地域のDX推進

取組項目	(1) 地域のデジタル化の推進				
担当課	総務課、政策推進課、農林課、商工観光課、学校教育課、生涯学習課、平賀公民館、碓ヶ関公民館、尾上総合支所				
取組概要	ICTをまちづくりの様々な分野で活用することにより、市民の安全・安心や、便利で快適な暮らしに役立てることが出来ます。そのため、災害時にも市民が活用できる公共施設の無線LAN環境の整備や、市民が会議室等で活用できる貸出用ポケットWi-Fiの整備、地域コミュニティのツールとして電子回覧板の導入を検討します。 また、社会基盤のデジタル化を推進するため、市内バス交通のオンライン予約、AIによる運行経路最適化を図るシステムの導入を支援します。 農業分野では、今後、農耕作業車の自動運転や自動操舵による農作業の省力化・効率化を実現するため、民間事業者や関係機関と連携しながら、高い精度の位置情報データを活用できる「RTK固定基地局」に関する調査・研究を行い、整備の在り方を検討します。 商工観光分野では、キャッシュレスシステムの導入を促進するほか、オンライン観光システムの導入を検討します。 教育分野では、ICTを取入れた効果的・効率的な授業による学習効果の向上を目指すため、引き続きGIGAスクール構想を推進します。また、生涯学習・社会教育の学びの機会などのデジタル化を推進します。				
成果指標	公共Wi-Fi利用者数 【現状値：8,071人（R2年度） 目標値：10,000人（R8年度）】 事業者等への支援件数 【現状値：－ 目標値：2（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	○ 公共施設の無線LAN環境整備（令和4年度）、以降計画的に機器更新 ○ 公共施設における貸出用ポケットWi-Fi整備（令和4年度） ○ 町会の電子回覧板導入検討 ○ 市内バス交通のオンライン予約、AIによる運行経路最適化を図るシステムの導入支援 ○ 農作業の省力化・効率化を図る設備の導入検討 ○ キャッシュレスシステム導入促進に向けて支援の在り方検討 ○ オンライン観光システム導入検討 ○ GIGAスクール構想推進 ○ インターネット等を活用した生涯学習・社会教育の導入検討				

取組項目	(2) オープンデータの推進				
担当課	政策推進課、公開可能なデータを保有する部署				
取組概要	オープンデータは、民間事業者などによるアプリ開発や行政効率化などの利活用が図れるため、官民の相互連携を前提としたデータ整備を行います。また、県が運営するホームページ「青い森オープンデータカタログ」の活用を含め、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進します。				
成果指標	公開したデータセット数 【現状値：－ 目標値：14以上（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	官民の相互連携を前提としたデータ整備（オープンデータの推進）				
	市役所内及び地域における官民データの利活用推進				

取組項目	(3) デジタルデバイド対策				
担当課	政策推進課、平賀公民館				
取組概要	オンラインによる行政手続やサービスの利用方法が不慣れな方や、利用に不安を抱える方が、身近な場所で相談・学習が行える機会を創出します。				
成果指標	スマホ教室への参加者数 【現状値：－ 目標値：毎年度20人以上】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	デジタルデバイド対策として初心者や高齢者向けスマホ教室の開催				

3 効率的な行政運営

取組項目	(1) A I ・ R P A などを活用した業務の効率化				
担当課	総務課、政策推進課、財政課、税務課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、高齢介護課、生涯学習課、農業委員会、議会事務局				
取組概要	国が策定したA I ・ R P A 導入ガイドブックなどを参考に、計画的な導入・活用に取り組めます。職員の生産性向上を図るため、B P R（業務改革）について必要に応じて検討チームを組織し、庁内横断的に取り組みます。併せて条例・規則等について見直しを行います。				
成果指標	A I ・ R P A 導入数 【現状値：1（R3年度末） 目標値：3（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	A I ・ R P A 利活用の検討・導入				
	B P R の検討（対象となる業務など）・実施				

取組項目	(2) 内部情報システムの最適化				
担当課	総務課、政策推進課、財政課、税務課、市民課、福祉課、上下水道課、農林課、建設課、学校教育課、会計課				
取組概要	職員間のリアルタイムでの情報共有を図るため、チャットツールの導入を検討します。 各種業務の効率化を図るとともに、職員の生産性を向上させるため、会議録作成システム、職員の服務管理システム、消防団システムを導入します。 また、犬の登録管理システムや、墓地管理システム、生活保護事務における医療扶助のオンライン資格確認、転作や中山間地の現地調査の省力化・効率化を図るための設備、校務支援システム等の導入、預金残高照会事務の電子化や財務会計事務の電子決裁化について検討します。既存の除雪管理システムについては、排雪作業を含めたシステム化を検討します。 公営企業においては、水道のスマートメーターの導入を検討します。				
成果指標	業務改善に取組んだ件数 【現状値：－ 目標値：11（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	○ 会議録作成システム導入（令和4年度）・運用 ○ 職員の服務管理システム導入（令和4年度）・運用 ○ 消防団システム導入（令和4年度）・運用 ○ 預金残高照会事務の電子化（令和4年度）・運用 ○ チャットツール導入検討 ○ 犬の登録管理システム改修・オンライン化検討 ○ 墓地管理システム導入検討 ○ 生活保護事務における医療扶助のオンライン資格確認導入検討 ○ 転作や中山間地の現地調査の省力化・効率化を図るための設備導入検討 ○ 校務支援システム導入検討 ○ 財務会計事務の電子決裁化検討 ○ 除雪管理システムについて排雪を含めたシステム化検討 ○ 水道スマートメーター導入検討				

取組項目	(3) テレワークの推進				
担当課	総務課				
取組概要	テレワークについては、労務管理やセキュリティの課題を整理し、業務の進め方、コミュニケーションの取り方、合議や決裁など、従来の業務の見直しとともに取組めます。 また、セキュリティやネットワークの三層の対策への対応、職員が使用する端末の仕様、接続回線など、テレワークを実施するための課題解決に取り組めます。				
成果指標	テレワーク実施した職員数 【現状値：62人（R3年度末） 目標値：100人（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
					

取組項目	(4) ペーパーレス化の推進				
担当課	全部署				
取組概要	文書管理や電子決裁システムについて情報収集を行い、課題やスケジュールを明確にし、システム導入に向けた調査・検討に取り組めます。 庁内の紙使用量削減のため、会議・通知等のペーパーレス化を進めます。 ペーパーレス会議システムを更新するとともに、職員がリモートで会議ができようカメラ付きPCやタブレット端末を計画的に整備します。 また、各種情報のデジタル化・データベース化を推進するとともに、現場での迅速な対応を可能とするタブレット端末の導入を検討します。				
成果指標	紙の使用量【現状値：498万枚（R3年度）目標値：448万枚（R8年度）※R3年度より1割削減】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	○ 文書事務のデジタル化・電子決裁システムの導入検討 ○ 会議・通知等のペーパーレス化推進				
	ペーパーレス会議システム更新	カメラ付きPC・タブレット端末を計画的に整備			
	各種情報のデジタル化・データベース化を推進、タブレット端末の導入検討				

取組項目	(5) D X 推進体制・環境の整備				
担当課	総務課、政策推進課				
取組概要	組織全体で取組む体制づくりのために、国・県と連携し、アドバイザー派遣制度の活用、研修を通じた職員の能力開発、人材育成・確保を図ります。				
成果指標	I C T ・データ活用に関する研修受講者数 【現状値：－ 目標値：全職員（R8年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	○ 人材育成・確保（研修を通じてB P R意識の醸成） ○ アドバイザー派遣制度の活用検討				

取組項目	(6) セキュリティ対策の徹底				
担当課	政策推進課				
取組概要	セキュリティ対策の強化のため、より高いレベルのセキュリティクラウドへ見直しを行うとともに、強靱化関連システムを計画的に整備します。 また、国のガイドラインの変更に合わせて情報セキュリティポリシーの見直しを行い、職員及び委託事業者等へ遵守の徹底を図ります。 個人情報については、「平川市個人情報保護条例」等の規定に基づき適正に取扱います。				
成果指標	インシデント回数 0件 【現状値：0（R3年度末） 目標値：0（毎年度）】				
工程表	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	○ セキュリティクラウド見直し（令和3年度実施済） ○ セキュリティ対策機器の計画的な更新（令和4年度実施予定） 情報セキュリティポリシー見直し・セキュリティ対策の徹底と強化				

用 語	解 説
エンドツーエンド	住民から申請等の情報を受け取り、市役所内で処理し、住民へ結果等を返すまでの一連の作業（二者間を結ぶ経路全体）を全てデジタル化すること。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。
基幹系情報システム	住民基本台帳や固定資産税など、事業や業務の中核に直接関わる重要なシステムのこと。
キャッシュレス決済	現金を使用せずに支払いを行うこと。主に、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイドカード）、スマートフォン決済などがある。
情報システム	市町村における情報システムは、主に、基幹系情報システム（住民基本台帳、固定資産税等）及び内部情報システム（人事給与、財務会計等）により構成されている。
情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。
スマートメーター	通信機能を備えた電子式のメーター。従来のような検針員による検針が不要で、通信回線を利用して、細かい時間単位で水道使用量等を確認できるもの。
スマート自治体	システムやAI等の技術を活用し、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。
セキュリティクラウド	都道府県と市区町村がWebサーバーなどを集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。
チャットツール	パソコンやスマートフォンを介してリアルタイムでコミュニケーションをとることができるツールのこと。
デジタイゼーション	業務のデータ化やICTツールの導入など、業務の一部をアナログからデジタルに置き換えること。
デジタライゼーション	業務プロセス全体をデジタル化により再構築することで、新たな行動様式や価値を生み出すこと。
デジタル・ガバメント	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための政府の取組みのこと。デジタル・ガバメント実行計画に基づき推進することとした。
デジタルデバйд	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。
デジタル化	アナログ形式の情報をデジタル形式に変換すること。また、これまでのアナログ方式からの変換を図り、デジタル技術を活用することで、業務の効率化やサービスの向上を目指すこと。
テレワーク	tele（離れたところ）とwork（働く）を合わせた造語。在宅勤務、サテライト勤務など情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

用 語	解 説
内部情報システム	人事給与や財務会計、情報共有など、市役所内部の事務処理の効率化を図るためのシステムのこと。
ネットワークの三層の対策	「個人番号及び個人情報を利用する業務」、「自治体を維持するための業務」、「インターネットの接続を必要とする業務やサービス」の3つの領域を分離することでセキュリティ性を高める仕組みや考え方のこと。
ぴったりサービス	マイナポータル機能の一つで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請ができるサービスのこと。
標準化	自治体における基幹系情報システムや業務システムにおいて、国が定めた標準仕様に準拠したシステム（データ定義等も含む）へ移行もしくは統一すること。
ペーパーレス	紙の利用を削減すること。業務において紙出力を行わずに電子化ファイルを閲覧する、文書保存を紙文書として保存せず業務システムを活用してデータベースへ保存すること等を言う。
ポータルサイト	一般的にはインターネットの入り口となるWebサイトのこと。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や行政機関からのお知らせなどを確認できるポータルサイトのこと。
マイナンバーカード	住民からの申請により交付される個人番号が記載された顔写真付きプラスチック製カード。身分証明書として利用できるほか、ICチップに格納された電子証明書によりオンライン上で手続を行うことができる。
マイナンバーカード交付円滑化計画	マイナンバーカードの普及促進に向け、国が全自治体に策定を求める計画で、申請の目標値や受付体制の整備等について記載するもの。
5 G（ファイブジー）	第5世代移動通信システム。超高速、超低遅延、多数同時接続といった特徴を持つ新しい移動通信システムのこと。
A I	Artificial Intelligence の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
B P R	Business Process Re-engineering の略で、組織構造や業務フローを見直したり、新しい技術を取り入れて業務の効率化を行うなどの業務改革のこと。
D X（デジタル・トランスフォーメーション）	Digital Transformation の略で、I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」を「X」と略し、一般的に「D X」と表記される。
G I G A スクール構想	GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for All の略。2019年12月に文部科学省から発表されたプロジェクトのことで、児童生徒向けの1人1台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想のこと。
I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信に関する技術の総称。
I o T	Internet of Things の略で、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

用 語	解 説
R P A	Robotic Process Automation の略で、ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。
R T K 固定基地局	「RTK」とはReal Time Kinematic の略。農業機械の自動運転機能などに利用できる高精度の測位を実現する技術のこと。通常、GPSのみの場合、位置情報データは2メートル前後の誤差となるが、地上に設置したRTK基地局を組み合わせることで、数センチ内の誤差に抑えることが可能とされている。
S N S	Social Network Service の略で、メッセージや写真、日記などを通じて友人や知人などとインターネット上でつながる、個人間の交流を支援するサービスのこと。
Society5.0	内閣府により、「第5期科学技術基本計画」において目指すべき未来社会の姿として提唱された、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す。
Wi-Fi	端末・機器がお互いにケーブルなしでネットワーク接続する「無線LAN」の規格のこと。